

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 8日

(あて先)
さいたま市長

提出者

住 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16
シーノ大宮ノースウイング7階
氏 名 旭化成リフォーム株式会社 北関東第一営業所
所長 金田 貴司
電話番号 048-648-1001

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	旭化成リフォーム株式会社 北関東第一営業所
事業場の所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16 シーノ大宮ノースウイング階
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	売上高 4190百万円 (前年度実績)
③ 従業員数	69名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】			
産業廃棄物の種類	別紙3の通り		
排 出 量	別紙3の通り		t
① 現状 (これまでに実施した取組) 別紙2の通り			
②計画 (今後実施する予定の取組) 別紙2の通り			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2の通り
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2の通り

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	別紙3の通り	t
別紙2の通り			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	別紙3の通り	t
別紙2の通り			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和3年度年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	別紙3の通り	t
②計画	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	別紙3の通り	t
	別紙2の通り		
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	別紙3の通り	t
②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	別紙3の通り	t
	別紙2の通り		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
① 現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	別紙3の通り	t
別紙2の通り			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
② 計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	別紙3の通り	t
別紙2の通り			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
① 現状	全処理委託量	別紙3の通り	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙3の通り	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙3の通り	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙3の通り	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙3の通り	t
別紙2の通り			

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	全処理委託量	別紙3の通り	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙3の通り	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙3の通り	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙3の通り	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙3の通り	t
(今後実施する予定の取組)			
別紙2の通り			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

<産業廃棄物の一連の処理工程>

コンクリートがら → 破碎 → 再生碎石として再資源化
木くず → 破碎 → 燃料用チップ・ボード用原料として再資源化
金属くず → 破碎 → 再利用
廃石膏ボード → 破碎 → 再生
廃プラスチック → 破碎 → 破碎・圧縮梱包 → 再生燃料・燃料原料として再資源化
ダンボール → 再資源化
紙くず → 焼却(燃え殻) → 固化再生
ガラス陶磁器くず → 破碎 → 再生碎石・原料として再資源化
繊維くず → 焼却(燃え殻) → 固化再生
混合(安定型) → 破碎 → 再生及び埋立
その他がれき類 → 埋立処理
石綿含有廃棄物 → 埋立処理

<管理体制図>

北関東第一営業所内		
担当者		役割
統括責任者	営業所長	・廃棄物処理に係る管理の統括
廃棄物管理責任者	工事課長	・廃棄物の適正処理の管理 ・収集運搬業者・処理業者の選定と管理 ・社員及び関連会社に対する教育と指導 ・収集運搬業者と処理業者の選定・監査・委託契約の締結
環境担当	工事課員	・産業廃棄物管理票の交付と管理 ・処理実績報告の受理と集計 ・監督官庁への各種報告
旭化成リフォーム全社 RC委員会(環境・安全・品質に関する検討・監理等機関)		
担当者		役割
委員長 委員	技術部長 全国工事課長 及び 関連部署部課長	・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する社内ルールの制定 (排出抑制・分別・再利用等)

別紙2

＜産業廃棄物の排出の抑制に関する事項＞

これまで実施した取り組み	今後実施する予定の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・梱包の削減・簡易化 ・資材の適正搬入 ・仮設材(養生材)の再利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・壁下地材のプレ組立化を促進し、端材を削減する ・分別の徹底により再資源化を促進する

＜産業廃棄物の分別に関する事項＞

これまで実施した取り組み	今後実施する予定の取り組み
<p>現場にて下記分別を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック・金属くず・ガラス陶磁器くず・コンクリートがら・廃石膏ボード・木くず・紙くず・ダンボール・繊維くず・混合(安定型)・混合(管理型)・石綿含有廃棄物 <p>また、一部工事では26品目へ分別を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記取り組みの徹底と、職方の分別に対する意識強化 ・26品目分別拡充

＜自ら行う産業廃棄物の再利用に関する事項＞

これまで実施した取り組み	今後実施する予定の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・関連会社資源循環センターに仮設されたRPF製造機を活用し、燃料として売却 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記内容の継続

＜自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項＞

これまで実施した取り組み	今後実施する予定の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし

＜自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項＞

これまで実施した取り組み	今後実施する予定の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし

＜産業廃棄物の処理の委託に関する事項＞

これまで実施した取り組み	今後実施する予定の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬、中間処理、最終処分各業者への視察実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記内容の継続

令和4年度実績値及び令和5年度目標値